

◎下水道使用料のあり方について

1. 下水道使用料体系の課題と見直しの方向

① 基本料金

【課題】

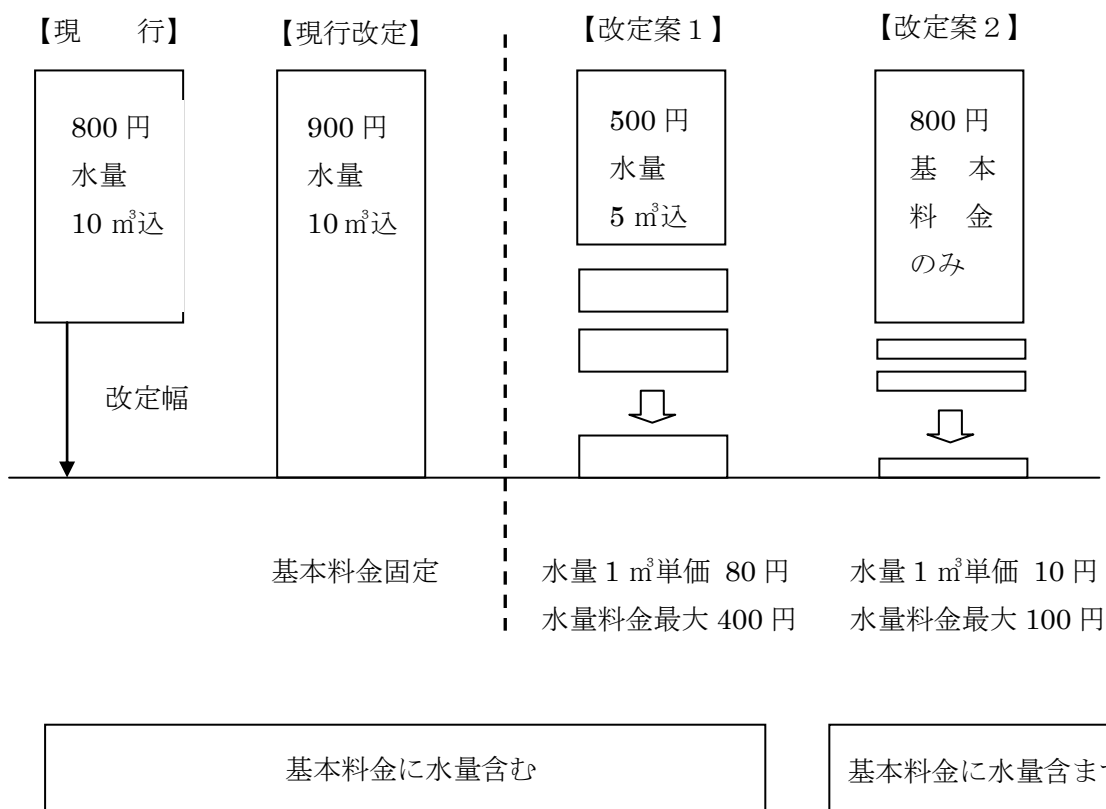
1 箇月当たり 10m<sup>3</sup>の基本水量が付与された料金となっているため、10m<sup>3</sup>までの使用者間において、使用量の多寡にかかわらず同一料金となっています。

集合家事用の基本料金は、水道料金よりも高い割引率が適用されています。

【見直しの方向】

単身世帯や高齢世帯などの少量使用者への配慮が図られるよう、基本水量の見直しを行う必要があります。

集合家事用は、水道と同様に基本料金で検針等に係る費用を控除していますが、この経費は水道料金においても軽減しているため、廃止する方向での検討が必要です。



**【課題】**

下水道使用料は、水道の使用水量と同量を算定の根拠としていますが、一部の事業所や病院などでは、水道水以外に独自の水源である地下水を併用し下水道へ放流しています。

特に、近年、大口事業者等による水道水から地下水利用への転換が進んでいることから、その対応が必要となります。

また、水道料金水量区画（101 m<sup>3</sup>～3,000 m<sup>3</sup>）間に下水道では 115 円、135 円、160 円の 3 段階の水量単価があります。

**【見直しの方向】**

多量使用者向けの新たな段階の料金区分設定が必要となります。

また、101 m<sup>3</sup>～1,000 m<sup>3</sup>の 2 段階について水道料金との整合性を図るため、段階的に単価を統一していく必要があります。